

News Release

2020年5月27日

「新型コロナウイルス感染症」の影響に伴う特別金利を適用した契約者貸付の受付期間の延長について

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長：丹保人重、以下「当社」）は、影響を受けられているお客さまを対象に、契約者貸付の特別金利適用のお申出受付期間を延長しますのでお知らせいたします。

記

1. 契約者貸付の特別金利の受付期間の変更

	変更前	変更後
受付期間	2020年3月16日から 2020年5月31日まで	2020年3月16日から 2020年6月30日まで

（補足）契約者貸付の特別金利適用の概要

契約者貸付の特別金利の適用	新規または追加で契約者貸付のお申し出をいただいた場合、年利0.0%の特別金利を以下の適用期間まで適用することで、貸付利息を減免いたします。 (契約者貸付金額の上限：解約返戻金の一定割合以内)
特別金利適用期間	2020年9月30日まで
適用対象	当該感染症により影響を受けたご契約者さま（法人・個人を問いません）
受付期間	2020年3月16日から 2020年6月30日まで

以 上